

情報提供資料

令和3年3月12日(金)

日高市

総合政策部政策秘書課企画調整担当

Tel042-989-2111 内線 2257

課長 国分 央

担当者職・氏名 主幹・上田 延洋



「書かない窓口」を実施します

日高市では、窓口サービスの改善を図るため、令和3年4月1日から一部の窓口で申請書等の作成を支援する「書かない窓口」を開始します。

これに向けて3月3日から試験的に実施しています。

「書かない窓口」とは

市民課で引越し等の手続き（転入・転出・転居・出生・死亡）をした人が、他の窓口で手続きをする際に、お客様からの聞き取りにより職員が申請書等の作成を支援するものです。利用者は、原則として印字された内容の確認と署名のみとなります。

実施窓口

市民課、保険年金課、子育て応援課、障がい福祉課、収税課、税務課および環境課

対象手続き

転入・転出・転居・出生・死亡に起因する手続きの一部

手続きの一例

- ・住民票の写し等交付請求書
- ・戸籍に関する証明の交付請求書
- ・印鑑登録証明書交付申請書
- ・住民異動届（国民健康保険）
- ・児童手当・特例給付認定申請書
- ・子ども医療費受給資格登録申請書
- ・税務証明交付申請書

※最初の手続き（転入・転出・転居・出生・死亡）に係る届書は、記入する必要があります。

※手続きの内容により、署名以外にも記入をお願いする場合があります。



▲谷ヶ崎市長による「書かない窓口」体験の様様

【谷ヶ崎市長によるコメント】

「ライフイベントに関する手続きは数多くあり手間がかかるが、申請書を書く負担が大分減ったと感じる。住民の目線に立って、さらに利用しやすい窓口に向けて改善を続けていきたい。」